

---

# 田原市都市計画マスタープラン

---

2009年3月

(2015年8月 一部改定)

田原市

# 目次

序.....	1
I. 都市計画マスタープランの法的位置付け .....	2
1. 都市計画マスタープランの位置付け.....	2
2. 対象区域 .....	3
3. 地域区分 .....	4
II. 計画の期間.....	4
III. 計画の構成.....	5
第一部 全体構想.....	7
I. 都市の広域的位置付け.....	8
1. 市の広域的位置付け.....	8
2. 市の広域的課題.....	9
II. 都市づくりにおける課題 .....	10
1. 都市整備の課題.....	10
2. 街づくりの課題.....	11
III. 都市づくりの理念と目標.....	12
1. 都市づくりの理念.....	12
2. 本市が目指すコンパクトシティ.....	12
3. 都市づくりの目標 .....	15
4. 将来都市フレームの設定 .....	17
IV. 将来の都市構造.....	20
1. 市街地・集落 .....	20
2. 土地利用 .....	22
3. 将来の都市構造.....	24
V. 都市づくりの方針 .....	26
1. 市街地・集落整備の方針 .....	26
2. 土地利用の方針.....	40
3. 都市施設整備の方針.....	45

第二部 地域別構想 .....	69
I. 地域別構想について .....	70
1. 計画の位置付け .....	70
2. 地域の区分 .....	70
II. 校区まちづくり推進計画とまちづくりの方向 .....	71
1. 表浜地域 .....	72
2. 内海地域 .....	74
3. 近郊地域 .....	76
4. 都市地域 .....	78
III. 現状と課題 .....	80
1. 地域別の現状・問題点 .....	80
2. 地域別の課題 .....	82
IV. 将来の目標とまちづくりの方針 .....	84
1. 表浜地域 .....	84
2. 内海地域 .....	90
3. 近郊地域 .....	96
4. 都市地域 .....	102
第三部 資料 .....	109
I. 策定の経過 .....	110
1. 田原市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱 .....	110
2. 田原市都市計画マスタープラン策定委員会名簿 .....	112
3. 田原市都市計画マスタープラン策定委員会開催経過 .....	112
II. 用語集 .....	113



序

## 1. 都市計画マスタープランの法的位置付け

### 1. 都市計画マスタープランの位置付け

「都市計画」は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、均衡のある国土を目指すことを目的としています。このような目的を実現するため、都市計画法では、都道府県及び市町村が連携して都市計画を定めることとなっており、都道府県は主として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画」を、市町村は「市町村の区域に関する都市計画」を定めることを主な役割としています。（都市計画法第15条）

この役割に従って、市町村は「当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める。」（都市計画法第18条の2）こととされ、これがいわゆる「都市計画マスタープラン」です。

他方、都道府県の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれています。（都市計画法第6条の2）

表1 県と市町村の計画

都道府県	都市計画区域マスタープラン 都市計画法第6条の2
市町村	都市計画マスタープラン 都市計画法第18条の2

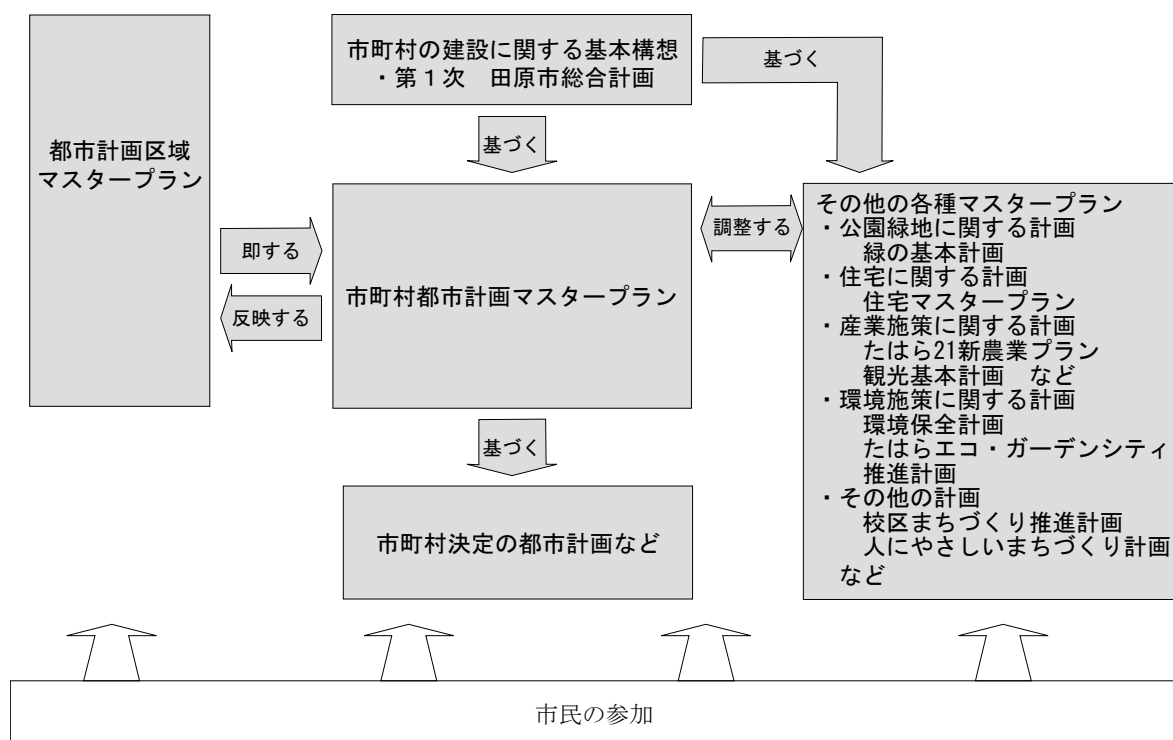
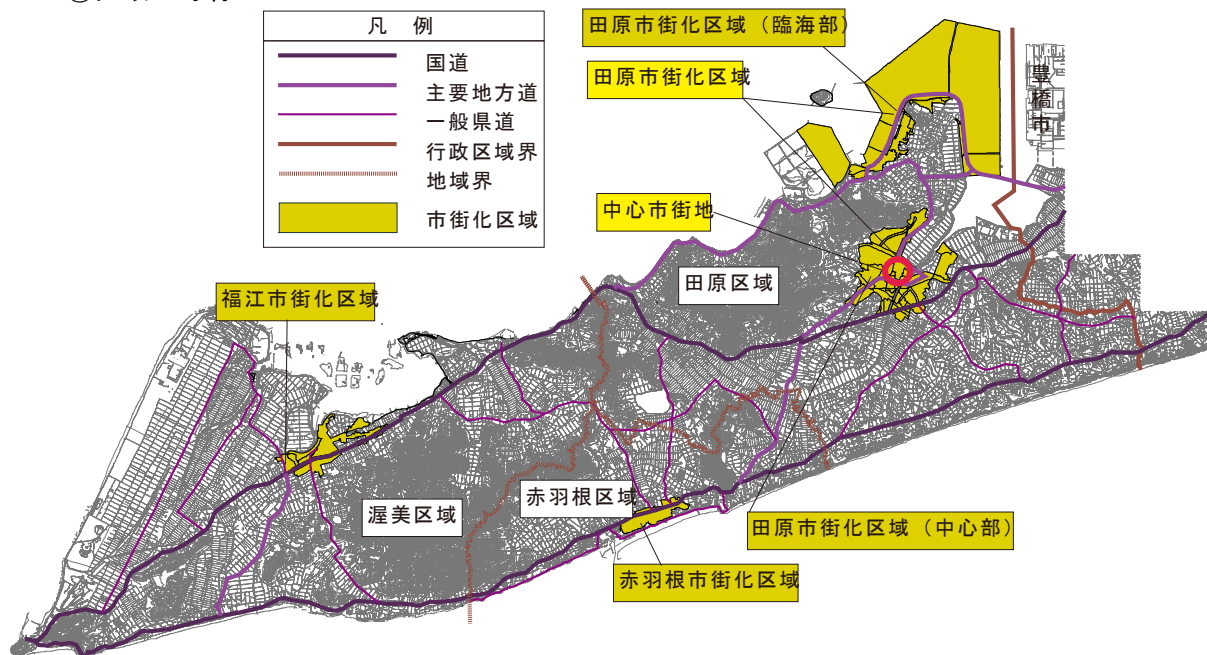


図1 計画の位置付け

## 2. 対象区域

都市計画マスタープランは、一般には都市計画区域についての計画です。本市においては都市計画区域と行政区域が等しいため、行政区域全体の計画とします。

### ①区域の呼称について

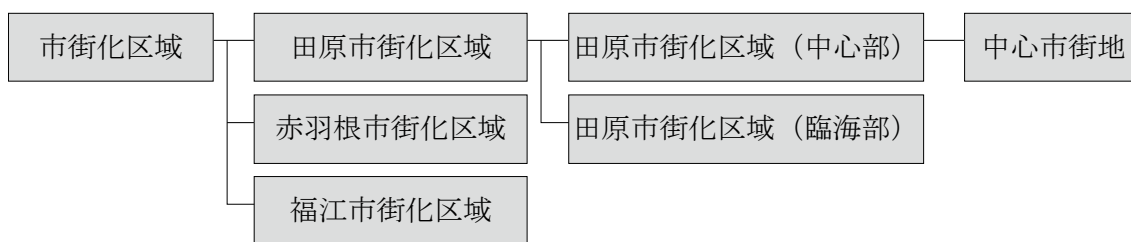


旧3町の区域を、田原区域、赤羽根区域、渥美区域と呼ぶこととします。

また、3区域の市街化区域を、田原市街化区域、赤羽根市街化区域、福江市街化区域と呼び、さらに、田原市街化区域については、田原市街化区域（中心部）、田原市街化区域（臨海部）と呼びます。

なお、資料内で「市街地」という場合には、田原市街化区域（中心部）、赤羽根市街化区域、福江市街化区域の3つの市街化区域をさすものとし、旧中心市街地活性化法に基づいて定められた中心市街地活性化基本計画の区域を「中心市街地」と呼ぶこととします。

なお、各市街化区域および中心市街地は、次のような関係になります。



### 3. 地域区分

本計画においては、市域を以下の4地域に区分して地域別の構想を整理しています。

この地域区分に関しては、「①地域のまとまり（ビジョン形成の単位）」、「②市街化区域のまとまり」、「③自然・歴史への配慮」、「④生活圏への配慮」、「⑤地域資源の特質」、「⑥共有する都市軸」などを考慮して区分しています。

なお、「内海」と「表浜」は一般には、それぞれ市西端から東端に至るまでの範囲を指すものであるが、地域の特性を明確に表現しつつ、有効な地域の区分を行うため、以下の範囲を指すものとします。

表2 地域別構想における地域の区分

地域	小学校区
都市地域	田原市街化区域を中心とした地域で、童浦、田原中部、田原東部、衣笠、神戸、六連小学校区で構成された地域（6校区）
近郊地域	都市地域に西隣する地域で、野田、田原南部、大草、高松小学校区で構成された地域（4校区）
内海地域	本市西部の内海に面する地域で、泉、清田、福江、中山、亀山小学校区で構成された地域（5校区）
表浜地域	本市西部の表浜に面する地域で、赤羽根、若戸、伊良湖、堀切、和地小学校区で構成された地域（5校区）

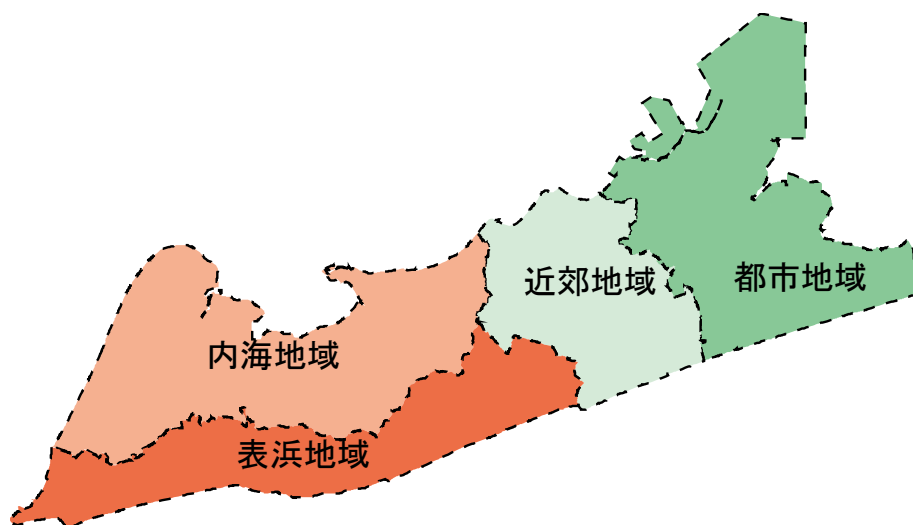


図2 地域別構想における地域の区分

## II. 計画の期間

都市計画の実現には通常、20年、30年という長い時間が必要となり、都市計画マスタープランは概ね20年後の都市像や都市づくりの方針を明らかにするものが一般的であるため、本計画の計画期間を概ね平成21（2009）年度～平成42（2030）年度と定めます。

ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際は、必要に応じて見直しの検討を行うものとします。



### Ⅲ. 計画の構成

都市計画マスタープランは、市全域のまちづくりの指針となる「全体構想」と、地域の特性を活かした「地域別構想」で構成されます。

なお、全体構想及び地域別構想は、一般には、図3に示すような内容で取りまとめられ、本計画の構成を、次ページの図4に示します。

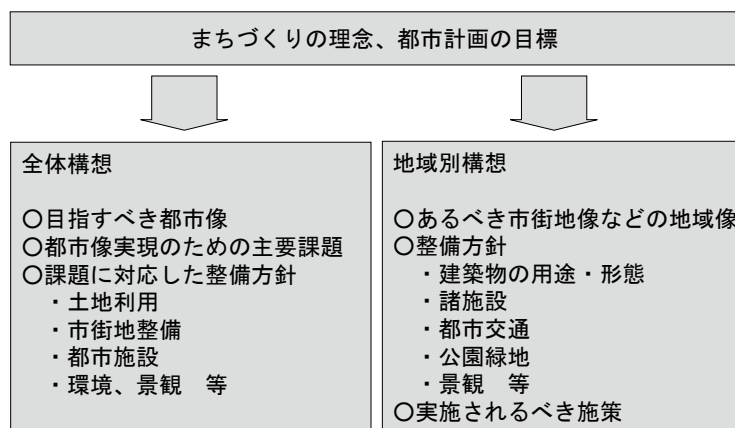


図3 都市計画マスタープランの一般的な構成

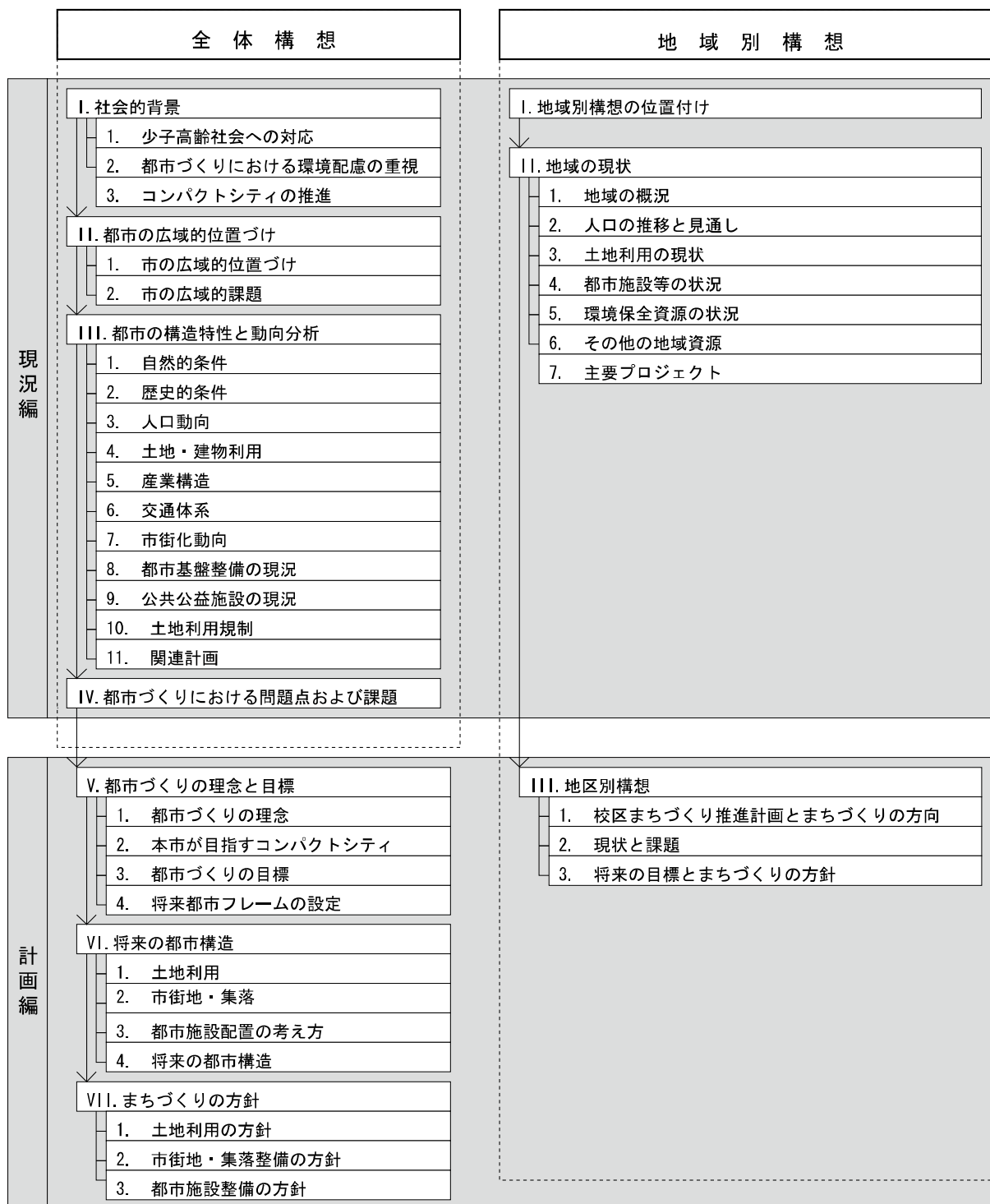


図4 本計画の構成